

データ篇 補足事項

- 当報告書掲載の内容は原則、令和6年4月1日時点の状況、または前年度（令和5年度）実績になります。他の時点を定めている場合は「補足事項」に記しています。
- ただし、指定した回答時点でのデータ集約が難しく、異なる時点によるものが含まれている場合もあります。
- 正確な数値等が必要な場合は時点の確認等、当該社協にお問合せください。

1 基礎的事項

- P.2 1) 市町村データ①（人口、世帯数、高齢化率 他）
【人口、世帯数、平均世帯構成人数】
「神奈川県人口統計調査 公表資料（令和6年4月1日現在）」による。
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/x6z/tc30/jinko/kohyosiryo.html>
【民生委員児童委員：定数/現員数】
当項目については神奈川県社協地域福祉部地域課より令和6年4月1日現在の数値を報告。
- P.3 1) 市町村データ②（障害者手帳所持者数、生活保護世帯数 他）
【各障害者手帳所持者数】
令和6年4月1日時点における市町村民のうち、各手帳を所持する人数。
【生活保護率】
 $\text{非保護実人数（1か月平均）} \div \text{総人口} \times 1000$ により算出。
単位は‰（パーミル）。
- P.4 2) 職員の配置体制
令和6年7月1日時点における職員体制。
【一般事業職員】
[一般事業職員]には以下のものを対象とする。
①事務局長、②法人運営部門職員、③地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等の地域福祉推進部門職員、④ボランティア・市民活動センター職員、⑤福祉サービス利用支援部門職員（日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、障害者相談支援事業、生活困窮者自立支援事業、国の委託金・補助金が入っていない相談業務、市町村委託の総合相談窓口、福祉総合相談員） 等
【経営事業職員】
[経営事業職員]には以下のものを対象とする。
①介護保険サービス担当職員、②障害福祉サービス担当職員、③ ①②以外の在宅サービス事業担当職員、④会館運営事業担当職員（用務員、会議室管理、売店等担当）、⑤その他の職員（産休・育休・介護休暇中職員、①②以外の入所施設職員、収益事業担当職員、ファミリーサポートセンター担当職員、介護保険認定調査員） 等
- ※「一般事業職員」「経営事業職員」について

多くの社協職員は、複数業務を兼務している状況にあります。よって、上記「一般事業」「経営事業」のいずれかのみに従事している職員ばかりではありません。厳密な仕分けによる人数配分とは限らないことを、予めご了承ください。
- 【正規、非正規、常勤、非正規非常勤】**
[正規職員]とは、雇用期間の定めがなくフルタイム勤務の者。
[非正規職員]とは、雇用期間に定めのある者。
[常勤]とは、フルタイム勤務の者。ここでいう「フルタイム」とは、当該職場における[正規職員]に設定されている勤務形態。それよりも少ない時間、日数で雇用契約を結んでいる場合は[非常勤]。

※「無期労働契約転換職員」について
「改正労働契約法（平成25.4.1施行）」の「無期転換ルール」に該当する有期労働契約職員の「無期労働契約」への転換が、平成31年4月より始まりました。各非正規職員数に対し（ ）内で示した数は、無期契約に転換した職員の内訳数です。当制度の詳細については厚労省のポータルサイト等をご参照ください。 https://muki.mhlw.go.jp/
※「市町村データ」「職員の配置体制」について
《個票篇》では経年比較データを掲載しています。併せてご参照ください。

P.5~6

3) 職員の資格取得状況_①~②

令和6年7月1日時点における職員状況。

1人の職員が複数資格を有している場合は、複数計上。

当報告において「旧ホームヘルパー2級」については[介護職員初任者研修修了者]に含めて計上。

P.7~10

4) 基本理念・基本目標、本年度の重点事業項目

令和6年度の事業運営に関するもの。

2 地域福祉活動推進部門

P.11~12

1) 各計画の策定状況_①~②

各計画の[計画期間]に令和6年度が含まれるものについて。

【一体策定の有無】

地域福祉活動計画と地域福祉計画（行政計画）が一体的に策定されたか否か。

P.13

2) 小地域福祉活動推進組織の設置、小地域活動計画等

【組織名称】他

地区社協に限らず、連合や自治会等、市町村域より小さな圏域（小地域、日常生活圏域）における組織を対象として回答。

※「地区社協」について

地区社協とは、地域住民が自発的に、より暮らしやすい地域づくりを目指して福祉課題の解決等に取り組む団体です。構成員としては、民生委員や社会福祉推進員、ボランティア等の地域福祉活動関係者、町内会・自治会等の住民組織等、様々な個人、団体が挙げられます。このように地区社協は任意組織のため、設置していない地域もあります。当項目では、地区社協の設置がない場合は、小地域で福祉活動に携わっている団体に置き換えての回答を含めています。地区社協の設置状況等の詳細については、当該社協にご確認ください。

【市町村社協による支援内容】

小地域福祉推進活動組織に対し、[広報活動]の支援、[助成金・補助金]の交付、[研修・講座]の開催、[行事]支援を市町村社協が行った実績の有無を回答。

P.14~15

3) 生活支援体制整備事業

【事業の受託：有無】

行政より市町村社協が事業を受託している場合は[○]、令和6年4月1日の時点で受託予定となっている場合は[□]、受託なし（予定もなし）の場合は[×]を選択回答。

【第1層/第2層 生活支援コーディネーターへの職員配置】

事業受託の有無に関わらず、市町村社協職員を生活支援コーディネーターとして配置しているか否か。[○]はあり、[×]はなし。

【第1層/第2層 協議体への職員参加】

事業受託の有無に関わらず、市町村社協職員が協議体の構成員として参加しているか否か。[○]はあり、[×]はなし。

【第1層/第2層 協議体運営事務局対応】

事業受託の有無に関わらず、市町村社協が協議体運営の事務局としての対応をしているか否か。[○]はあり、[×]はなし。

P.16

4) 重層的支援体制整備事業

【事業の受託：有無】

行政より市町村社協が事業を受託している場合は[○]、令和6年4月1日の時点で移行準備中となっている場合は[□]、受託なし（予定もなし）の場合は[×]を選択回答。

P.17~20

5) 居場所づくり（サロン/ミニデイ/認知症カフェ/子ども食堂）

・9つの種別（高齢者サロン/ミニデイ、障害児・者サロン/ミニデイ、複合型サロン/ミニデイ、子育てサロン、認知症カフェ、子ども食堂）について、市町村社協が「令和5年度中の設置運営を把握しているもの」の数、運営状況等の回答。

・「サロン/ミニデイ」については、名称による分類ではなく、以下に示す内容に照らし合わせ、より近い内容のものに設置数を計上。一つで複数の機能を併せ持つ場合は、それぞれに計上している。

・各「居場所」ごとに、[設置主体][運営主体][担い手][運営財源][対象要件]が同じものは同系統としてまとめて[設置数]として回答。

・常設ではなく期間限定や、イベント当日のみに開設運営したものでも、実績として計上して可としている。

「サロン」：地域住民が気軽に集まり、お茶会、手作業などを通じて交流を深め、生きがいをづくりや地域のつながりを強めること等を目的とする場。

「ミニデイ」：心身機能の維持向上を目的とした活動が設定されており且つ、サロン同様、地域住民の交流の場。

「複合型」：参加対象を高齢者、障害者、子ども等、限定しない全世代向けのサロン、ミニデイ

「認知症カフェ」：認知症の人やその家族、専門家、地域住民が交流、情報交換等を行うことができる場。高齢者が若年性かとの区別は問わない。

「子ども食堂」：地域の子どもや親子に対し、無料または安価で食事を提供。地域の大人による見守りや、遊びを通して交流を図る場でもあり、子どもがひとりでも安心して利用できるコミュニティ。

P.21

6) 当事者組織の運営支援①（組織の参加対象）

【当事者組織】

- ・「当事者組織」のほか、セルフヘルプグループ（自助グループ）、本人の会とも称するケースあり。
- ・同じ境遇や苦しみ、問題を抱えている人々がそれを分かち合い、支え合い、状況の改善を図ることを目的に自発的に集い、活動する団体。一般的に生命や生活に係わる困難な状況にあることが多く、単に「同じ立場の人々の会」ではないことに留意。
- ・参加者はその事象の当事者（本人）、または当事者（本人）の家族やパートナー等。いずれかに限定しているものや、当事者（本人）と家族等が同席できる会もあり。
- ・当調査においては、社協が組織化したものか否かに関わらず、社協が何らかの活動支援をしている当事者組織について、その参加対象を回答。支援実績がない場合は[×]と回答。

[当事者]：当事者（本人）のみが参加対象

[家族]：当事者（本人）の家族やパートナーのみが参加対象

[両者]：当事者（本人）およびその家族等の両者が参加対象

- ・「老人クラブ」「婦人会」「連絡協議会」「スポーツ団体」等は対象としないこととする。

※当事者組織別、参加対象別集計

組織 参加対象	要援護 高齢者	認知症 高齢者	若年性 認知症	ひとり親 母子	ひとり親 父子	子育て 家庭	ひきこもり
当事者	0	0	0	3	3	0	3
家族	2	5	1	0	0	1	0
両者	2	6	2	9	4	4	3
合計	4	11	3	12	7	5	6

組織 参加対象	身体障害 児者	知的障害 児者	精神障害 児者	発達障害 児者	気分 障害者	アダルト チルドレン	アルコール 薬物依存
当事者	9	2	1	0	0	0	4
家族	2	5	3	5	0	0	1
両者	13	18	11	7	1	0	1
合計	24	25	15	12	1	0	6

組織 参加対象	犯罪 被害者	遺族会
当事者	0	1
家族	0	1
両者	0	7
合計	0	9

P.22

【その他①、②、③】

P.21の[要援護高齢者]～[遺族会]以外で、社協が何らかの活動支援をしている当事者組織があれば、その[属性（概要）]と参加対象を回答。

P.23

6) 当事者組織の運営支援②（活動支援内容）

【活動支援内容】

[活動場所関連]：活動場所の提供、紹介等

[備品関連]：活動場所備え付け以外の備品（印刷機、ロッカー、メールボックス等）の貸し出し等。

[広報関連]：機関紙等、社協発信の媒体への記事掲載、チラシ等の配架掲示、イベント協力等

[運営関連]：運営相談、組織間の交流会設定等

[助成金]：適用可能な助成金の設定

[その他の支援体制、当事者組織への活動支援に関する取り組み等]：上記（活動場所～助成金）以外の支援体制があれば回答。他、当事者組織の活動支援に関する社協の取り組み等、補足事項があれば。

P.24

7) 住民を対象とする研修等_①（研修・講座）

いずれも社協が主催、共催として企画実施されたものについて回答。

【研修・講座】

各項目について、その役割を担う人材の養成等、基礎的な内容からフォローアップ、スキルアップ等の実践的、発展的内容全般を対象として、研修・講座の実施の有無について回答。

ひとつの研修で複数要素を含む場合は、それぞれについて[○]として回答。

[地区社協等、小地域福祉活動者関連]：地域福祉コーディネーター、CSW以外で、小地域で福祉活動を行う人の養成やスキルアップ等に関する研修・講座。

P.25

7) 住民を対象とする研修等_②（講習会・福祉教育）

【講習会】

実技、技能の習得を目的とするもの。

【福祉教育】

福祉意識の向上を図ることを目的とするもの。体験学習はこれに含めて回答。

[児童・生徒対象]：幼児～高校生を対象としたもの。

[一般対象]：対象を子どもに限定せずに実施したもの。親子参加の企画についてはこちらに含めて回答。

P.28

10) ボランティアセンターの状況_①（職員体制）

令和6年7月1日時点における職員体制。

【①VC担当（管理職等）】

[管理職等]とは課長職以上の役職者を指す。ただし、社協全体を統括する事務局長、事務局次長はVCの管理職に含めない。[専任]はVC業務のみに従事している、[兼務]は他の業務にも従事しながらVC業務も対応している状況を指す。

【②VC担当（管理職以外）】

ボランティアセンター（以下、VC）業務担当職員（管理職以外）の配置状況について専任職員、兼務職員の人数を回答。常勤、非常勤は問わない。①同様、当該業務を担当する管理職以外の職員の配置状況について専任、兼務の人数を回答。

【②VC担当（管理職以外）の職員についてコーディネート、相談業務担当】

ボランティアコーディネート、ボランティア関連相談業務を専任で対応する職員（管理職等以外）の配置状況を回答。

当項目での[専任]とは[②VC担当（管理職以外）]で計上された職員（「VC業務」専任、兼務を問わない）が、VC業務に従事する際にはコーディネートや相談業務のみを担当していること、[兼務]はVC業務のコーディネート、相談業務以外のVC業務も兼ねて対応していること。

例：「VC業務と総務業務を兼務しているが、VC業務についてはボランティアコーディネートのみを担当している場合」→当項目では「専任」と回答。

P.29	10) ボランティアセンターの状況_②（設置状況 他） 【センター（コーナー）の有無】 VC業務を行う専用の施設、コーナーの有無について回答。 【ボランティア（団体）連絡協議会】 VCに関わるボランティアやボランティアグループ、NPO等による、連絡調整・協働のための連絡協議会等。 【ボランティア登録制】 社協がボランティアを行う個人または団体に対し、VCへの登録制をとっているか否か。
P.30	10) ボランティアセンターの状況_③（把握状況 他） 【ボランティア把握状況】 登録制により把握している人数等。または ・活動紹介や斡旋のための登録 ・施設利用のための登録 ・事業、行事への参加登録や申し込み ・ボランティア活動保険加入 等の状況により、団体名や個人名を把握している数を回答。 また、上記のような記録が残っていても「団体名や氏名、および主な活動内容」を知っていることも把握数に含めて可とする。 【ボランティアポイント制度：導入状況】 [○]：導入済み [×]：導入なし
P.32	10) ボランティアセンターの状況_⑤（保険の取り扱い） 【活動保険/行事保険/総合補償/送迎補償】 社協が取り扱っている福祉関連の保険の内、次の4商品の窓口取り扱い状況について。なお、各保険の正式名称は次のとおり。 活動保険：「ボランティア活動保険」 行事保険：「ボランティア行事用保険」 総合補償：「福祉サービス総合補償」 送迎補償：「送迎サービス補償」 ※[保険の手続きに関する窓口対応時間]について 年末年始や大型連休等、対応時間が変更になる場合があります。また、感染症拡大防止策等による対応方法変更の可能性もありますので、手続き等の際は事前にホームページ等で確認することをお薦めします。 なお、神奈川県社協（かながわ県民センター内、かながわボランティアセンター）での取り扱い状況は次のとおりです。（令和7年1月現在） 取り扱い保険 活動保険：○（保険料収受は窓口現金対応のみ） 行事保険：○ 総合補償/送迎補償：× 窓口対応時間 月～日（祭日含む）：9:00～17:00 ※ただし、かながわ県民センター休館日、かながわボランティアセンター閉所日（不定期）を除く。

P.35

11) 災害に関する取り組み_②(協定、支援実績 他)

【災害に関する協定：協定の有無】

神奈川県社協との協定については、当項目の対象外。

【独自の被災地支援】

現地への職員派遣を含む、経済的支援以外の実績について回答。

【BCP（事業継続計画）の有無】

災害や事故等が発生した場合でも社協の基幹事業が継続して行える、または早期に事業を再開するための行動計画の有無について回答。

[○]：策定済み [□]：検討中 [×]：なし

P.36~39

12) 助成事業の実施

ボランティアグループ、当事者団体等を対象とする助成事業について回答。

地区社協等の小地域活動組織への助成は回答対象外。

3 相談支援・権利擁護部門

P.40

1) 総合相談の体制

【総合相談体制の要となる部署名等】

包括的な相談支援体制を整備、実施していく中で中軸となる部署、担当課名。部署の区別なく、全局的に実施している場合は「全局対応」と回答。

【対象となる相談の有無】

令和5年度中に総合相談として対応した事案の有無。

有り(○)の場合は、社協内でその事案内容、課題解決の方向性等を共有する場、機会を設定したか否かについて[社協内での課題・情報の共有化]で回答。

【外部の機関等と、課題解決を目的とした場、機会の設定】

令和5年度中に総合相談として対応した事案について、外部の機関等と情報交換、解決方針の相談等を行う場、機会(メール、電話を含む)を持ったか否か。

対象となる事案が発生しなかった場合でも、包括的な支援体制を整備する上での情報交換等の場、機会(メール、電話を含む)を持ったことがある場合は「□」で回答。

※[総合相談]について

社協では、「たった一人の問題」として発生した事象でも「地域の課題」として捉え、同様の事象を予防、解決できる地域づくりにつながるよう、事業を展開しています。相談者の属性や課題内容に関わらず幅広く受け止め、事象の背景全体を捉えつつ、伴走型の支援を継続的に行えるようにするには、ワンストップ型の窓口ではなく、社協内部での情報の共有化を図り、加えて外部の様々な相談機関等とのネットワーク構築も必要になります。

「かながわの社協からの提案2014」では、社協が「個別支援」と「地域支援」の2つの機能をあわせもつ特性に触れ、その両機能の一体的推進により、ひとりの生活課題をもとに誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりにつながる事業展開のあり方を「社協の総合相談」と整理しています。

「かながわの社協指針2020」(神奈川県社会福祉協議会市町村社協部会発行)

「社協・地域福祉事業推進プロジェクト報告書」(同)

【総合相談対応に関する職員の育成】

社協内部または外部の研修で、職員が総合相談に必要なスキル等の修得する機会を設けたか否か。

「総合相談に必要なスキル等の修得」については、相談受付時の対応スキル関連に限らず、包括的支援体制や総合相談事業の目的や方向性を理解する研修、社協以外の外部相談機関、地域の社会資源等を把握する機会も対象としている。

- P.41 2) 地域包括支援センター
【設置の有無：基幹型センター/機能強化型センター】
 市町村における基幹型、機能強化型センターの有無を回答。施設としての有無に限らず、その機能を持つ場合についても有として回答。
- P.42 3) 日常生活自立支援事業等、権利擁護に関する取り組み
【日常生活自立支援事業利用者数】
 令和6年4月末現在。当項目については、神奈川県社協権利擁護推進課よりデータ報告。
【法人後見の実施状況】
 [受任中件数]は、令和6年4月末現在。当項目については、神奈川県社協権利擁護推進課よりデータ報告。
【中核機関の整備状況】
 令和6年4月末現在。当項目については、神奈川県社協権利擁護推進課よりデータ報告。[地域の設置状況]については、各市町村に中核機関が設置されているか否かを次の選択肢により回答。
 ・設置済み（行政直営）
 ・設置済み（委託運営）
 ・設置済み（行政・委託併用）
 ・未設置
- P.44 5) 生活福祉資金の貸付中件数
 当項目については、神奈川県社協地域福祉部生活支援課にて抽出した令和5年度末の貸付中の件数。

4 介護・生活支援サービス部門

- P.46 2) 介護保険サービス以外の在宅福祉サービス等_①（在宅福祉サービス）
【食事サービス：食事の方法】
 [配食型] [会食型] [配食・会食]より選択回答。
- P.49 3) 障害者（児）自立支援給付事業_②
 [○]：指定事業者として実施
 [△]：基準該当事業者として実施
 [□]：市町村自治体が事業者で社協が受託して実施
 [×]：実施なし

P.50

4) 子ども・子育て家庭を対象とした事業

各項目について、令和6年4月1日の時点で、事業として設定されているか否かを回答。ただし、[障害児の通学支援事業]については以下参照。

【障害児の通学支援事業】

他項目同様、令和6年4月1日の時点において、事業として設定されているか否かを回答。

[移動支援事業]については、令和5年度中、障害児の通学支援で臨時的な利用として[移動支援事業]を適用した実績の有無。

[ボランティア（個人・団体）]についても令和5年度中の障害児の通学支援に際し、ボランティアに依頼して対応した実績の有無。

※[障害児の通学支援事業]について

「通学支援事業」と「移動支援事業」は異なるサービスのため、利用者の通学支援のために「移動支援事業」サービスを利用することは原則できません。ただし、やむを得ない事由が発生した場合等、臨時的に通学のために利用ができる場合があります。当項目[障害児の通学支援事業]では他項目同様、令和5年4月1日の時点で事業として設定されているか否かの回答ですが、[移動支援事業][ボランティア]については利用者の通学支援対応として両手段を取った実績が前年度にあったか否かの回答となっています。回答時点の違いに注意して読み取ってください。

5 法人経営部門

P.51

1) 事業所

【事業所の場所】

個票篇に掲載されている所在地についての回答。

※市町村社協の事務所について

当報告では「主たる事業所」の所在地を各社協の個票に掲載し、その事業所がどのような場所にあるかを当項目で回答しています。社協によっては事業所が複数ヶ所に分かれている場合もありますので、詳細は各社協のホームページ等でご確認ください。

P.54

4) 会長・常務理事・事務局長

P.55～56

5) 理事の属性別人数

P.56～57

6) 評議員の属性別人数

P.58

7) 監事の属性

4)～7) はいずれも令和6年7月1日時点における状況。

P.59

8) 理事会・監事会・評議員会の運営、職種別の給料表、人事考課制度 他

【業務執行理事の選定の有無】

業務執行理事とは、理事会の決定に基づき法人の内部的業務を執行する理事として選定された者。

P.60

9) 各種規程の整備_①

【役員報酬の設定】

役員報酬規程等に定められた報酬の設定内容を回答。

※費用弁償について

当項目では、基本的に「役員報酬規程」等で定めた「報酬」について回答をいただいています。「費用弁償」は報酬とは異なるため、費用弁償のみ支給の場合でも原則として「なし」と掲載しています。なお、規程等に費用弁償に関する設定がなされていて、当項目へ金額の掲載をしているケースもあります。詳しくは当該社協へご確認ください。

P.61

10) 苦情相談への対応

【相談件数】

市町村社協が設置している苦情相談窓口における相談等の受理件数。相談完了か否かについては不問。

【苦情解決結果の公表】

令和5年度中に苦情対応が完了した案件（公表対象）の有無。有りの場合は、その公表方法について回答。

P.62～63

11) 住民を対象とする広報啓発活動_①（刊行物）

【年間発行総部数】

複数の定期刊行物がある場合は、それも含めた全ての定期刊行物の年間総発行部数。発行1回ごとの発行部数ではないことに注意。

※[主な配布方法：全戸配布]について

全戸への配布を目指しながら、様々な状況により、全戸への配布ができていないケースも含まれています。ご承知置きください。

P.64

11) 住民を対象とする広報啓発活動_②（webの活用）

【テレビ/ラジオ】

情報発信の手段としてテレビ、ラジオを活用した実績の有無について回答。ケーブルテレビ、コミュニティラジオも含む。単発の機会でも、社協として取材を受け、事業等の情報発信として活用できた場合も対象として可。職員個人に関する取材対応については対象外。

※[webの活用]について

各市町村社協とも、公式ホームページを立ち上げ、様々な発信をしています。当調査項目ではホームページの開設、活用は各社協が実施済みのため、それ以外のツールに絞って活用状況を調査しました。各社協の公式ホームページのURLにつきましては《個票篇》の各社協ページに掲載しています。

P.67～68

13) 自主財源獲得事業

税法上の収益事業に限らず、該当項目の有無および令和5年度の収益実績を回答。

P.76

14) 受託事業等_②（指定管理事業）

公の施設について「指定管理者制度」により、社協が指定管理者としての指定を受け、管理運営事業を行っている場合は、それについて回答。

P.77

15) 職員採用に関する取り組み

社協内の内部登用制度、職員紹介制度、復職制度の有無を回答。

P.79

16) 職員育成に関する取り組み

【新任研修の内部実施】

令和5年度中に着任した職員に対する、当該社協内での育成研修の実施状況について、次の選択肢により回答。

- ・あり（新任研修の実施実績あり）
- ・OJTのみ（研修ではなく業務内でのOn-the-Job Trainingで育成を図った）
- ・対象なし（対象となる新任職員がいなかった）

【外部開催の新任研修の活用】

令和5年度中に外部の機関等が開催した新任職員向けの研修を活用して、当該社協の職員の育成を図った実績について、次の選択肢により回答。

- ・あり（活用実績あり。活用した研修の主催者名も回答。）
- ・なし（活用実績なし。）
- ・対象なし（対象となる職員がいなかった）

※[外部開催の新任研修の活用]について

当項目の[主催者名]で「神奈川県社協」の回答が複数みられます。当会の「社協職員新任研修」では着任初年度の職員に限ることなく、初年度に受講できなかった等の事情により、着任より数年を経た職員も受講しているため、[新任研修の内部実施]項目で「対象者なし」でも、当会新任研修の活用実績が生じるケースもあります。

P.80

17) 社会福祉士等、現場実習指導等

【社会福祉士現場実習/実習受入有無】

令和6年度の社会福祉士現場実習の受け入れ実績の有無。

【社会福祉士現場実習/実習指導者講習会修了者人数】

令和6年7月1日時点の在籍職員のうち、当講習会を修了した人数。受講年度は不問。

【社会福祉士現場実習/実習指導者講習会受講予定職員の有無】

令和6年7月1日時点の在籍職員のうち、令和6年度中に当講習会の受講を予定している者がいる場合は「○」、いない場合は「×」、未定の場合は「△」。

【その他、現場実習の受け入れ】

社会福祉士現場実習以外で、令和6年度受け入れ実績について回答。